

平 成 25 年

第 4 回 可 児 市 議 会 定 例 会 議 案

平 成 25 年 9 月 3 日

目 次

認定第1号	平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	平成24年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	平成24年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第14号	平成24年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第15号	平成24年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	8
認定第16号	平成24年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	8
認定第17号	平成24年度可児市水道事業会計決算認定について	9
議案第43号	平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について	10
議案第44号	平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	10
議案第45号	平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	11
議案第46号	平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について	11
議案第47号	可児市常勤の特別職職員及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	12
議案第48号	可児市職員の給与支給の特例に関する条例の制定について	13
議案第49号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第50号	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第51号	延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定	

	について	28
議案第52号	可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第53号	可児市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第54号	可児市名誉市民の選定について	38
議案第55号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	39
議案第56号	教育委員会委員の任命について	40
議案第57号	訴えの提起について	41
議案第58号	可茂広域行政事務組合同規約の変更について	42
議案第59号	中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について	43

認定第 1 号

平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年 9 月 3 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 2 号

平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年 9 月 3 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 3 号

平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年 9 月 3 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 4 号

平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年 9 月 3 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 5 号

平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年 9 月 3 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 6 号

平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年 9 月 3 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

平成24年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

平成24年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年 9 月 3 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

平成24年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年 9 月 3 日提出

可児市長 富田 成輝

認定第15号

平成24年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

認定第16号

平成24年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成24年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

認定第17号

平成24年度可児市水道事業会計決算認定について

平成24年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

議案第43号

平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

議案第44号

平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

議案第45号

平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

議案第46号

平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

議案第47号

可児市常勤の特別職職員及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員及び教育長の給与の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号。以下「特別職給与条例」という。）に規定する市長及び副市長の給与並びに可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年可児町条例第2号。以下「教育長給与等条例」という。）に規定する教育長の給与の特例を定めるものとする。

(市長、副市長及び教育長の期末手当の特例)

第2条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、市長、副市長及び教育長に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額（特別職給与条例第5条第2項に規定する期末手当の額（教育長給与等条例第2条第3項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）をいう。以下同じ。）から、期末手当の額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

議案第48号

可児市職員の給与支給の特例に関する条例の制定について

可児市職員の給与支給の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号。以下「給与条例」という。）等に規定する給与の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第2条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給与条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員のうち、同法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員又は可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）により採用された職員を除いた職員をいう。以下同じ。）に対する給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に、100分の5を乗じて得た額
- (2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の3.18を乗じて得た額
- (3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の3.18を乗じて得た額
- (4) 給与条例第27条第1項から第3項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のア及びイに掲げる規定の区分に応じ当該ア及びイに定める額
 - ア 給与条例第27条第1項 前3号に定める額
 - イ 給与条例第27条第2項、第3項又は第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

2 特例期間においては、給与条例付則第13項の規定の適用を受ける職員に対する前項第2号から第4号までの規定の適用については、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与条例付則第13項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与条例付則第13項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号ア中「前3号」とあるのは「第2項の規定により読み替えられた前3号」と、同号イ中「第2号」とあるのは「第

2項の規定により読み替えられた第2号」とする。

(可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年可児市条例第4号）第4条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、可児市職員の給与支給の特例に関する条例（平成25年可児市条例第 号）第2条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。））」とする。

(端数計算)

第4条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

議案第49号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第27条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の4第1項（第32条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第45条、第59条第2項、第73条第1項若しくは第2項、第77条第2項、第80条又は第109条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年</p>	<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第27条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の4第1項（第32条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第45条、第59条第2項、第73条第1項若しくは第2項、第77条第2項、第80条又は第109条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年</p>

7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 第27条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5、第32条の4第1項、第36条の7、第45条、第59条第2項、第77条第2項、第80条又は第86条の納期限後に納付し、又は納入する税額当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(2)～(4) (略)

(寄附金税額控除)

第20条の5 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 当分の間、第9条、第29条第2項、第33条第3項、第34条第2項、第36条、第36条の12第2項、第73条第5項、第76条第2項、第109条第2項及び第110条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があ

7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 第27条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5、第32条の4第1項、第36条の7、第45条、第59条第2項、第77条第2項又は第80条の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(2)～(4) (略)

(寄附金税額控除)

第20条の5 (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 当分の間、第9条、第29条第2項、第33条第3項、第34条第2項、第36条の12第2項、第73条第5項、第76条第2項、第109条第2項及び第110条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあ

るときは、これを切り捨てる。)とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条の2 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第36条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第36条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及

つては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第36条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第36条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第36条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定

び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限

められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第36条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限

り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第20条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第20条の5の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第20条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項又は付則第24条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の5第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第20条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第20条の5の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第20条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項又は付則第24条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の5第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第26条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、付則第20条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第26条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、付則第21条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、付則第21条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、付則第22条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、付則第20条、付則第21条、付則第21条の2又は付則第22条の規定を適用する。

の右欄に掲げる字句として、付則第20条、付則第21条、付則第21条の2又は付則第22条の規定を適用する。

付則第20条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
付則第21条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11

		条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
付則第21条の2第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
付則第22条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当

該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第20条、付則第21条、付則第21条の2又は付則第22条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第27条 所得割の納税義務者が前年分の所

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第27条 所得割の納税義務者が前年分の所

得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び付則第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあ

得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び付則第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあ

るのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

るのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、付則第7条の3の2及び第27条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）付則第4条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第4条の3の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第26条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例付則第27条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第50号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における付則第6項（付則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、付則第6項中「<u>第36条</u>」とあるのは「<u>第36条</u>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における付則第6項（付則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、付則第6項中「<u>第35条第1項</u>」とあるのは「<u>第35条第1項</u>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
（適用区分）

- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第51号

延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和58年可児市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第2項に規定する延滞金の年<u>14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が</u></p>

年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(可児市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 可児市後期高齢者医療に関する条例(平成20年可児市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)が2,000円以上であるときは、当該納付金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、<u>年7.3パーセント又は前年11月末日における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に4パーセントを加算した割合のうちいずれか低い率</u>)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その100円未満の端数金額又は1,000円未満の金額の全額を切り捨てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)が2,000円以上であるときは、当該納付金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、<u>年7.3パーセント</u>)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その100円未満の端数金額又は1,000円未満の金額の全額を切り捨てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p> <p>第2条 (略) <u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p><u>第3条 当分の間、第6条第1項に規定す</u></p>

る延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（可児市介護保険条例の一部改正）

第3条 可児市介護保険条例（平成12年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>とする。</p>	<p>付 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、<u>同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年</u></p>

	<u>7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>
--	---

（可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正）

第4条 可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例（昭和62年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
付 則 一 (略)	付 則 1 (略) <u>(延滞金の割合の特例)</u> 2 <u>当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>

（可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部改正）

第5条 可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成4年可児市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

付 則
1～3 (略)

付 則
1～3 (略)

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の延滞金の割合に係る規定は、延滞金のうち施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第52号

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可児市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
(名称及び位置)		(名称及び位置)		
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	名称	位置	
可児市総合運動場	可児市坂戸987番地1	可児市運動公園グラウンド	可児市坂戸987番地4	
広見市民運動場	可児市石井227番地2	可児市運動公園スタジアム		
塩河市民運動場	可児市塩河600番地	可児市運動公園テニスコート		
姫治市民運動場	可児市下切1530番地	可児市運動公園第1弓道場		
坊主山市民運動場	可児市兼山1400番地1	可児市運動公園第2弓道場		
今渡市民テニスコート	可児市今渡2121番地	可児市運動公園ウェイトリフティング場		
坂戸市民テニスコート	可児市坂戸979番地1	可児市運動公園馬事公苑		
可児市B&G海洋センター	可児市坂戸987番地4	可児市B&G海洋センター	可児市塩河600番地	
可児市第1弓道場	可児市谷迫間138番地2	塩河公園グラウンド		
可児市第2弓道場	可児市谷迫間138番地3	鳴子近隣公園テニスコート		可児市今渡2121番地
可児市ウェイトリフティング場	可児市坂戸987番地4	広見市民グラウンド		可児市石井227番地2
可児市馬事公苑	可児市谷迫間155番地1	姫治市民グラウンド		可児市下切1530番地

(使用の許可)

第4条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1)～(5) (略)

3 及び 4 (略)

別表 (第6条関係)

施設名・使用区分		使用料区分 (略)
可児市総合運動場	(略)	
広見市民運動場		
塩河市民運動場		
姫治市民運動場		
坊主山市民運動場		

坊主山市民グラウンド 可児市兼山1400番地1

(使用の許可)

第4条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。ただし、可児市運動公園スタジアムについては、第3号の規定に該当する場合には、この限りでない。

(1)～(5) (略)

3 及び 4 (略)

別表 (第6条関係)

施設名・使用区分		使用料区分 (略)
可児市運動公園グラウンド	(略)	
塩河公園グラウンド		
広見市民グラウンド		
姫治市民グラウンド		
坊主山市民グラウンド		

施設名・使用区分				使用料区分	使用料 (1時間につき)	使用料 (1日につき)
可児市運動公園スタジアム	使用者が入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	市内の使用	平日 (9時～17時)	700円	4,900円	
			平日 (17時～21時)			1,500円
			土曜日、日曜日及び休日			1,500円
		上記以外の場合	3,000円	21,000円		
	上記以外の場合	アマチュアスポーツ	4,500円			
		上記以外の場合	30,000円			
照明 (100%点灯)				4,500円		

ム	照明 (60%点灯)	2,700円	
	スコアボード (全面)	1,100円	7,700円
	スコアボード (半面)	500円	3,500円
	ミーティング室	250円	1,750円
	本部室	250円	1,750円
	役員室	250円	1,750円
	放送室	250円	1,750円
	審判控室	250円	1,750円
	記者室	250円	1,750円
	内部観覧室	250円	1,750円
	シャワー	5分につき100円	

施設名・使用区分	使用料区分 (略)	シャワー使用料 (5分につき)
今渡市民テニス場	(略)	
坂戸市民テニス場		100円

施設名・使用区分	使用料区分 (略)	シャワー使用料 (5分につき)
可見市運動公園テニスコート	(略)	100円
鳩子近隣公園テニスコート		

施設名・使用区分	使用者区分	団体 (1時間につき)	個人 (1回)
		一般 (1回につき)	高校生以下 (1回につき)
可見市B南 & G館 海洋センター	9時~22時	全面使用	630円
		3分の2面使用	420円
		2分の1面使用	310円
		3分の1面使用	210円
ターミーティングルーム	9時~16時		210円
	9時~22時	1時間につき	210円

施設名・使用区分	時間帯区分 (略)
可見市運動公園第1号道場	(略)
可見市運動公園第2号道場	

施設名・使用区分	時間帯区分 (略)
可見市第1号道場	(略)
可見市第2号道場	

施設名	使用・使用者区分 (略)
可見市運動公園ウエイトリフティング場	

施設名	使用・使用者区分 (略)
可見市ウエイトリフティング場	

施設名	使用区分 (略)
-----	----------

施設名	使用区分 (略)
-----	----------

可児市馬事公苑		可児市運動公園馬事公苑				
備考 1～3 (略)	施設名・使用区分		使用者区分 団体 (1	個人		
			時間につ	一般 (1回	高校生以下 (1	
			き)	につき)	回につき)	
	可児市B育&G館	9時～22時	全面使用	630円	100円	50円
			3分の2面使用	420円		
			2分の1面使用	310円		
			3分の1面使用	210円		
センター	プール	9時～16時		210円	100円	
ターミーティングルーム		9時～22時	1時間につき	210円		

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

議案第53号

可児市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

可児市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市都市公園条例の一部を改正する条例

可児市都市公園条例（昭和57年可児市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(有料公園施設)		(有料公園施設)	
第1条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。）は、次のとおりとする。		第1条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。）は、次のとおりとする。	
都市公園名	公園施設の名称	都市公園名	公園施設の名称
鳴子近隣公園	今渡市民テニスコート	可児市運動公園	可児市運動公園グラウンド
塩河公園	塩河市民運動場		可児市運動公園スタジアム
			可児市運動公園テニスコート
			可児市運動公園第1弓道場
			可児市運動公園第2弓道場
			可児市運動公園ウエイトリフティング場
			可児市運動公園馬事公苑
			可児市B&G海洋センター
		塩河公園	塩河公園グラウンド
		鳴子近隣公園	鳴子近隣公園テニスコート
2 (略)		2 (略)	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第54号

可児市名誉市民の選定について

次の者を可児市名誉市民に選定したいので、議会の同意を求める。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
加藤 孝造	多治見市星ヶ台二丁目111番地

議案第55号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
前田 千治	可児市東帷子1805番地 1

議案第56号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
小野口 裕子	可児市愛岐ヶ丘一丁目77番地

議案第57号

訴えの提起について

弁償金の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

庁用物品の損壊に対する弁償金の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第58号

可茂広域行政事務組合同規約の変更について

可茂広域行政事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可茂広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

可茂広域行政事務組合同規約（平成7年4月1日岐阜県指令可総第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、可茂地域ふるさと市町村圏及び中濃地方拠点都市地域の振興整備を推進するための財源に充てる場合は、この限りでない。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案第59号

中濃地域農業共済事務組合理約の変更について

中濃地域農業共済事務組合理約を次のとおり変更する。

平成25年9月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約

中濃地域農業共済事務組合理約（平成9年4月1日岐阜県指令武総第2号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを次のように改める。

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、13人とし、関係市町村各1人とする。

（組合議員の選任）

第6条 組合議員は、関係市町村の議会の議長をもって充てる。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、当該議長の職にある期間とする。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。